

## みどりの食料システム戦略緊急対策交付金の配分基準

制 定 令和4年12月8日 4環バ第246号  
4農産第3496号  
最終改正 令和8年4月1日 7環バ第466号  
7農産第5414号  
7畜産第3140号

農林水産省 

大臣官房環境バイオマス政策課長			
農	産	局	長
畜	産	局	長

 通知

### 第1 都道府県配分額の決定

次に掲げる1により推進事業（別表1の（1）から（6）までの事業をいう。以下同じ。）、科学技術振興事業（別表1の（7）から（11）までの事業をいう。以下同じ。）、整備事業（別表1の（12）から（15）までに掲げる事業をいう。以下同じ。）ごとに事業の予算額を配分し、算定された額を合計し、配分対象となる事業実施計画を特定した上で、各都道府県への配分額とする。

#### 1 事業実施計画に対する評価に応じた配分

交付等要綱第5に規定する事業実施計画について、別表1の区分欄に掲げる事業ごとに、別表2に掲げる各事業の評価項目に定める配点基準に従ってポイントを与えた上で、次に掲げる方法により算定された額を合計し、各都道府県へ配分する。

なお、評価項目に「不選定」の評価がある事業実施計画については、交付金の配分の対象としないこととする。

##### （1）次の順序・方法により配分額を算定・配分することとする。

ポイントの高い順に並べ、予算の範囲内でポイントが上位の事業実施計画から順に要望額に相当する額を都道府県ごとに合計した額を配分する。

ただし、別表1の（2）について、配分可能額が事業実施計画に係る要望額の合計額を下回る場合は、みどりの食料システム戦略をより効果的に推進するため、配分対象となる事業実施計画のポイントに応じ、減額して配分することができるものとする。

##### （2）同一ポイントを獲得した事業実施計画が複数ある場合には、次のとおり配分する。

###### ア 同一事業の配分の場合

要望額の小さい順に予算の範囲内で配分する。なお、同一事業内において、複数の事業内容がある場合、イのとおり配分する。

###### イ 異なる事業の配分の場合

(ア) 各事業及び同一事業内において、複数の事業内容がある場合はその事業内容ごとに、要望額の小さい事業実施計画から順に並べた表を作成し、各事業の全ての事業実施計画の要望額の総額を算定する。

(イ) (ア) で算定した事業ごとの要望額の総額を各事業の事業実施計画の数で割り算して平均要望額を算定する。

(ウ) 各事業実施計画の要望額を (イ) で算定した平均要望額で割り算して得た全ての数値のうち、最も小さい数値順に順位付けを行う。

(エ) (ウ) の順位付けに従い各事業ごとの配分順を決定する。

(3) (2) により、配分した結果、最後の配分可能額が事業実施計画の要望額を下回る場合には、当該事業実施計画の要望額の 8 割を下限とする範囲内で配分する。ただし、(1) のただし書に該当する場合の下限についてはその限りではない。

## 2 配分結果の公表

1 により配分した結果については、予算の要望があった都道府県に対して、次の項目を通知するものとする。

(1) 都道府県別の要望件数

(2) 都道府県別の配分対象件数

## 3 留意事項

(1) 別表 2 に掲げる各事業の評価項目に定める配点基準に従ってポイントを与えられた事業実施計画が、そのポイントに該当する配点基準の内容と異なり、与えられたポイントを下回ることが明らかとなった場合は、当該事業を取り下げ、中止又は廃止するものとする。

ただし、北海道にあつては北海道農政事務所長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあつては当該都府県を管轄する地方農政局長(以下「地方農政局長等」という。)が自然災害等、やむを得ない事情があると認める場合は、この限りではない。

(2) 配分対象となった事業実施計画の実施を取り下げ、中止、又は廃止した場合は、当該年度及び次年度において同一の事業実施計画で要望することはできないものとする。ただし、自然災害等、やむを得ない事情があると地方農政局長等が認める場合は、この限りではない。

## 第2 配分基準の考え方の見直し

本通知による配分基準の考え方については、事業の実施状況、総合的な政策推進の観点等を踏まえ、必要に応じ見直しを行うものとする。

附 則

- 1 この通知は、令和4年12月8日から施行する。

附 則

- 1 この通知は、令和5年12月7日から施行する。
- 2 この通知による改正前の配分基準に基づいて実施している事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この通知は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の配分基準に基づいて実施している事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この通知は、令和6年12月17日から施行する。
- 2 この通知による改正前の配分基準に基づいて実施している事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この通知は、令和7年3月7日から施行する。
- 2 この通知による改正前の配分基準に基づいて実施している事業については、なお従前の例による

附 則

- 1 この通知は、令和8年1月8日から施行する。
- 2 この通知による改正前の配分基準に基づいて実施している事業については、なお従前の例による

附 則

- 1 この通知は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の配分基準に基づいて実施している事業については、なお従前の例による

別表 1

区 分
推進事業
(1) 環境負荷低減活動定着サポート
(2) 有機農業拠点創出・拡大加速化事業
(3) バイオマスの地産地消（推進事業）
(4) みどりの事業活動を支える体制整備（基盤確立事業）のうち推進事業
(5) みどりの事業活動を支える体制整備（環境負荷低減事業活動）のうち機械導入事業
(6) 先進的有機農業拡大促進事業
科学技術振興事業
(7) グリーンな栽培体系加速化事業
(8) グリーンな飼養体系加速化事業
(9) 省エネルギー型ハウス転換事業
(10) 地域循環型エネルギーシステム構築（科学技術振興事業）
(11) 農業生産におけるプラスチック排出抑制対策事業
整備事業
(12) バイオマスの地産地消（整備事業）
(13) みどりの事業活動を支える体制整備（基盤確立事業）のうち整備事業
(14) みどりの事業活動を支える体制整備（環境負荷低減事業活動）のうち施設整備事業
(15) 地域循環型エネルギーシステム構築（整備事業）

別表 2 (事業実施計画に対する評価の基準)

1 共通項目 (上限: 21 点)

必須項目及び配点基準		ポイント
有効性・実現性・先進性・普及性	<p>① 事業実施計画の取組内容について、次に掲げるアからエを全て満たす場合 次に掲げるアからエのうち、満たしていない項目が1つ以上ある場合</p> <p>ア みどりの食料システムに掲げたK P I (重要業績評価指標) に貢献する取組となっている。</p> <p>イ 事業実施内容が、設定した目標の達成に資するものとなっており、適正に実施する体制及び能力を有し、役割分担、責任体制が明確となっている。</p> <p>ウ 事業実施内容が、地域に例を見ない先進的かつモデル的な取組となっており、将来的な波及効果が期待できる。</p> <p>エ 地域の実情や課題を踏まえた事業計画となっており、事業成果が他の模範となり、地域に広く普及することが期待できる。</p>	4 不選定
加算項目		
特定区域の設定等	<p>②-1 事業実施地域が環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律(令和4年法律第37号。以下「法」という。)第16条第1項に規定する基本計画で定められた特定区域の全部若しくは一部を含み、事業実施計画の取組内容が特定区域で求める事業活動と合致している場合。</p>	5
	<p>②-2 以下のいずれか、又は両方に該当している場合。</p> <p>ア 事業実施主体及びその構成員又は事業に参加する者について、法第21条第1項に規定する特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けている又は当該事業実施年度末までに認定が見込まれる者が含まれる場合</p> <p>イ 事業実施地域の全部若しくは一部において、法第31条第1項に基づく有機農業を促進するための栽培管理に関する協定が締結されている又は当該事業実施年度末までに締結される見込みがある場合。</p>	5
その他		
労働環境改善	<p>③ 事業実施主体等が以下の取組をしている場合。</p> <p>ア 事業実施主体及びその構成員又は事業に参加する者について、農業経営体が含まれている場合、その過半が、労働時間、休日、休憩、時間外及び休日の労働の項目について、就業規則又はこれに準ずるものに規定している。</p>	

	<p>イ 事業実施主体及びその構成員又は事業に参加する者について、農業経営体が含まれていない場合、事業実施主体が農林漁業者向けに労働環境改善（労働基準法の準拠、労働・社会保険への加入等）に関する研修等を当該事業実施年度中に実施した又は実施予定である。</p>	2
継続事業	<p>④ 過年度同一事業において、複数年度実施計画として成果目標を設定し交付決定された事業のうち、2年目以降に実施する事業実施計画の場合。ただし、別表1の(12)から(15)の事業は除く。</p> <p>なお、前年度に有機農業実施計画の策定に取り組んだ上で、当該計画に基づく取組を行う別表1の(2)の事業実施計画の場合も加算とする。</p>	5

(8) グリーンな飼養体系加速化事業

⑤-1 から⑥までのポイントについて、複数のグリーンな飼養体系を検証する場合には、同一の飼養体系で計算すること。

評価項目及び配点基準		ポイント
⑤-1 取組ポイント (21 点満点) 次のア及びイから 1 項目ずつ選択し、21 点満点になるように加算する。		
次のアから該当するものを 1 つ選択し、満点を超えない範囲内でイから該当するものをすべて選択し、合計すること。		
ア 環境負荷低減 技術の検証	次の a から d までのいずれかの技術を検証する事業実施計画となっている。	
	a アミノ酸バランス改善飼料を給与することを検討	16
	b 3-NOP 又はカシューナッツ殻液を給与することを検討	16
	c バイパスアミノ酸を給与することを検討	16
d その他 GHG 削減技術を検討	16	
イ 特別加算	a アの a から d までの複数の技術分類を検討	5
	b 肉用牛に対する取組の場合	5
⑤-2 参加農家戸数ポイント (10 点満点) 事業実施計画に記載したグリーンな飼養体系の取組に参加する農家戸数について、表中から該当する数を 1 つ選択する。		
参加農家戸数	4 戸以上	10
	2 戸以上	6
	1 戸	0
⑤-3 普及目標農家戸数割合ポイント (15 点満点) 事業実施計画に記載した普及目標年におけるグリーンな飼養体系の普及目標農家戸数割合について、次のアの表中から該当するものを 1 つ選択する。当該ポイントが 5 以上の場合は、満点を超えない範囲で次のイを加算できる。		
ア 地域内の普及目標 割合	実証地域内の実証畜種を飼養する農家戸数における普及目標の割合	
	90%以上	15
	60%以上	8
	30%以上	5
	30%未満	0
イ 加算 (広域性)	事業実施地区が複数の市町村域	7 以内
⑥ 加算ポイント ⑤-1、⑤-2 及び⑤-3 を合計して 46 点満点に満たない場合、次の (i) 及び (ii) から該当するものを選択し、満点の範囲内で加算できる。		
(i) 法との関連性 事業に参加する者 (事業実施主体である協議会の構成員を含む。) に、環境と		

<p>調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号。以下「法」という。）に基づき、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法第19条第1項に規定する環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けている者</li> <li>・法第21条第1項に規定する特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けている者又は当該事業実施年度末までに認定を受ける見込みがある者</li> <li>・法第39条第1項に規定する基盤確立事業実施計画の認定を受けている者又は当該事業実施年度末までに認定を受ける見込みがある者</li> </ul> <p>（以下「計画認定者等」という。）が含まれる場合、アのa、b及びイのうち該当するものを選択し、合計すること。</p> <p>ア 環境負荷低減事業活動実施計画又は特定環境負荷低減事業活動実施計画の計画認定者等</p> <p>    a 事業に参加する農業者（協議会の構成員を含む。）について、計画認定者等が過半を占める。</p> <p>    b 事業に参加する農業者（協議会の構成員を含む。）について、計画認定者等が1人以上含まれている。</p> <p>イ 基盤確立事業実施計画の計画認定者等</p> <p>    事業に参加する農業者（協議会の構成員を含む。）に計画認定者等が1人以上含まれている、又は協議会が計画認定者等である。</p>	<p>3以内</p> <p>2以内</p> <p>2以内</p>
<p>(ii) 輸出に向けた飼養体系の検討</p> <p>ア及びイから該当するものを1つのみ選択できる。</p> <p>ア 事業実施地区を含む地域が、農林水産物及び食品の輸出に関する法律（令和元年法律第57号）第1項に規定する輸出事業計画に認定されている又は当該事業実施年度末までに認定される見込みであり、かつ、当該計画に記載された輸出事業の目標達成に向け、輸出先国の求める生産物に対応するためのグリーンな飼養体系の検討を行うことが事業実施計画に記載されている。</p> <p>イ 事業実施地区において、フラッグシップ輸出産地に認定された産地（フラッグシップ輸出産地選定実施要領（令和6年4月19日付け6輸国第256号農林水産省輸出・国際局長通知）第5の規定により認定証の交付を受けた産地をいう。）が輸出拡大等のためのグリーンな飼養体系の検討を行うことが事業実施計画に記載されている。</p>	<p>5以内</p> <p>5以内</p>